

## 合志市農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和8年2月10日(火)午後2時35分から午後3時00分

2 開催場所 総合センターヴィーブル研修室

3 出席委員 (14人)

会 長	14番	門 口 照 夫
委 員	1番	上 野 育 夫
”	2番	上 野 修 一
”	3番	渡 邊 友 美
”	4番	渡 邊 新 二
”	5番	澤 田 勝 矢
”	6番	緒 方 正 美
”	7番	中 川 雄 一
”	8番	改 喜 末 敏
”	9番	坂 口 正 子
”	10番	林 清
”	11番	坂 田 春 美
”	12番	石 坂 友 信
”	13番	宮 本 博

4 欠席委員 (0人)

5 議事日程

(1) 議事録署名者

(2) 農家調査及び現地調査員

(3) 議案

第1号議案 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

第2号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

第3号議案 農用地利用集積等促進計画案の意見決定について

第4号議案 あっせん委員の指名について

6 農業委員会事務局職員

局 長 坂 上 範 行

次 長 岡 田 晃 治

主 幹 上 村 恭 子

○事務局長 それではただいまより令和8年2月の農業委員会総会を開会いたします。開会にあたり、門口会長よりご挨拶をお願いいたします。

○会長（門口照夫君） （会長挨拶）

○事務局長 それでは、本日の総会の成立についてご報告いたします。

本日は農業委員14名全員の委員さんがお揃いでございます。よって合志市農業委員会会議規則第6条の規定により、本日の総会が成立することをご報告いたします。

では、この後の議事につきましては、会議規則により会長より進行をお願いいたします。

○議長（門口照夫君） それでは、会議前に注意事項を申し上げます。会議中の携帯電話につきましては、電源を切られるかマナーモードにされますようお願いいたします。また、会議中での委員の私語につきましては、慎んでいただきますよう併せてお願いいたします。特に何かご意見やご質問などがあれば、挙手により発言をするようお願いいたします。

-----○-----

#### （1） 議事録署名者

○議長（門口照夫君） それでは、3の議事に入ります。議事録署名者につきましては、8番 改喜委員、9番 坂口委員を指名しますのでよろしくようお願いいたします。

-----○-----

#### （2） 農家調査及び現地調査員

○議長（門口照夫君） 農家調査及び現地調査員につきましては、農業委員 4番 渡邊新二委員 10番 林委員、13番 宮本委員、推進委員 7番 橋本委員、9番 田代委員、15番 松田委員以上6名の委員さん方へ適宜意見をお伺いしますのでどうぞよろしくお願いいたします。

#### （3） 議案

○議長（門口照夫君） それでは議案に入ります。

第1号議案、農地法第3条第1項の規定による所有権移転番号1につきまして上程いたします。事務局に説明を求めます。

○事務局 それではご説明申し上げます。議案書1ページをお開き下さい。

所有権移転番号1、申請人の住所、氏名、土地の表示につきましては議案書のとおりとなっています。申請の理由は規模拡大のための売買です。

続けて申請地の場所ですが、議案書『別紙』3ページをご覧ください。図面左部分の斜線部が申請地です。西合志中学校の西側に広がる農地です。

4ページが申請地の現況写真です。

次に5ページをご覧ください。保有されている農業機械の写真です。

次に6ページをお開きください。こちらは所有権移転の調査書です。

まず、第1号の全部効率利用要件についてですが、保有機械、労働力、技術面からみて耕作する農地のすべてを効率的に利用できると思込まれ抵触しません。

第2号の農地所有適格法人の要件についてですが、譲受人は個人であり抵触しません。

第3号の信託要件は信託ではないので抵触しません。

第4号の農作業、常時従事要件について譲受人は、農作業を行う必要がある日数について農作業に従事することが見込まれるため抵触しません。

第6号の地域との調和要件ですが、申請地はこれまで畑として利用しており、許可後は甘藷を作付けする予定であるため、周辺農地への支障はないものと考えられ抵触しません。

以上1号から6号まで抵触する項目はないと思われます。

事務局からは以上です。

○議長（門口照夫君） 事務局の説明に関連しまして、担当地区の13番 宮本委員に現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○13番（宮本博君） それでは、現地調査につきまして報告します。

1月30日の午前10時40分頃、私と松田推進委員と事務局で現地調査をいたしました。

今回の申請理由は、規模拡大のための売買です。

申請地の隣に申請人の農地があり効率的に作業することができます。

許可後は甘藷を作付けする予定のため、周りの農地への影響も心配ないと思われます。

よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（門口照夫君） ありがとうございます。

ただいま、事務局・委員さんからの説明が終わりました。この件に関して、委員さん方から何かご意見、ご質問はございませんか？

（なしの声あり）

○議長（門口照夫君） ご意見・ご質問等が無いようでございますので採決を行います。

第1号議案、農地法第3条第1項の規定による所有権移転番号1について承認することに異議が無い方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

○議長（門口照夫君） ありがとうございます。全員挙手でございます。

よって、第1号議案、農地法第3条第1項の規定による所有権移転番号1は原案のとおり可決されました。

○議長（門口照夫君） 続きまして、第1号議案、農地法第3条第1項の規定による使用貸借権設定番号1につきまして上程いたします。事務局に説明を求めます。

○事務局 それでは説明申し上げます。議案書の1ページをお願いいたします。

使用貸借権設定番号1、申請人の住所、氏名、土地の表示につきましては議案書のとおりです。申請の理由は、経営移譲年金受給のための、親子間の使用貸借権の再設定です。

続けて申請地の場所ですが、議案書『別紙』7ページをご覧ください。図面中央部分の斜線部が申請地です。ゆめモール合志の南東側に広がる農地です。

8ページが申請地の現況写真です。

9ページは、保有されている農業機械の写真です。

次に10ページをご覧ください。こちらは使用貸借権設定の調査書です。

まず、第1号の全部効率利用要件についてですが、保有機械、労働力、技術面からみて耕作する農地のすべてを効率的に利用できると思われ、抵触しません。

第2号の農地所有適格法人の要件についてですが、借人は個人であり抵触しません。

第3号の信託要件は信託ではないので抵触しません。

第4号の農作業、常時従事要件は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事することが見込まれるため抵触しません。

第6号の地域との調和要件ですが、申請地はこれまで畑として利用しており、許可後は野菜等を作付けする予定であるため、周辺農地への支障はないものと考えられ抵触しません。

以上1号から6号まで該当する項目はないと思われ。

事務局からは以上です。

○議長（門口照夫君） 事務局の説明に関連しまして、担当地区の10番 林委員に現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○10番（林清君） それでは、現地調査につきまして報告します。

1月30日の午前10時00分頃、私と田代推進委員と事務局で現地調査をいたしました。

今回の申請理由は、経営移譲年金受給のための親子間の契約です。

申請地は畑として利用し、許可後は野菜等を作付けする予定のため周りの農地への影響も心配ないと思われ。

よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（門口照夫君） ありがとうございます。

ただいま、事務局・委員さんからの説明が終わりました。この件に関して、委員さん方から何かご意見、ご質問はございませんか？

（なしの声あり）

○議長（門口照夫君） ご意見・ご質問等が無いようでございますので採決を行います。

第1号議案、農地法第3条第1項の規定による使用貸借権設定番号1について承認することに異議が無い方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

○議長（門口照夫君） ありがとうございます。全員挙手でございます。

よって、第1号議案、農地法第3条第1項の規定による使用貸借権設定番号1は原案のとおり可決されました。

○議長（門口照夫君） 続きまして第2号議案に入ります前に、委員の議事参与の制限を規定する「農業委員会等に関する法律 第31条」の規定によりまして「委員は自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができない。」となっております。

つきましては、その当事者であります○番○○委員は、議案審議が終了するまで退席をお願いいたします。

○議長（門口照夫君） それでは第2号議案、農地法第5条第1項の規定による農地の転用貸借権設定番号1につきまして上程いたします。事務局に説明を求めます。

○事務局 それでは説明申し上げます。議案書の2ページをお願いいたします。

貸借権設定番号1の借人、貸人、土地の表示、地目、面積につきましては議案書に記載してあるとおりです。

転用目的は資材置場及び駐車場への一時転用で、貸借権設定です。

議案書別紙の11ページをお願いします。図面上部の太枠斜線部分が番号1の申請地で、赤点線部分は、今回申請者が工事を行っている事業用地となっております。菊池環境工場クリーンの森合志の東、県道住吉熊本線の東側に位置する農地です。

次の12ページが申請地の現況です。

次の13ページが配置図です。

申請者は主に土木工事業を営む法人で、当該地の北側の肥料センターの建設工事を請負っています。事業計画地の大半が建物になるため、付近の申請地を借り受け、工事期間中に必要な作業員の駐車場、現場事務所、資材置場を整備する計画です。

14ページをお願いします。まず、括弧1の立地基準についてですが、次の15ページにお示ししておりますとおり、申請地は農振農用地区域内に存在しますことから、農地区分は農用地となり原則転用することは出来ませんが、例外規定の「仮設工作物の設置等」に該当するため許可可能です。一時転用ですので、許可にあたっては、期間満了後にはきちんと農地に戻してもらうことが条件での許可となります。

括弧2の一般基準についてですが、1の資力及び信用から11の法令により義務付けられている行政庁との協議の進捗状況についてまで該当のあるところについて検討を行いました。特に問題はございません。

事務局からは以上でございます。

○議長（門口照夫君） 事務局の説明に関連しまして、担当地区の4番 渡邊新二委員に現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○4番（渡邊新二君） それでは、現地調査につきまして報告します。

1月30日の午前、私と橋本推進委員、農業委員会職員とで現地調査を行い、申請代理人より申請内容等をお聞きしました。

申請地は農地に接しておりますが、北側に堆肥センターを建設する期間中の7ヵ月間の一時転用であり、現状の畦をそのまま利用することで、土砂流出に留意するとのことで、特段心配はないかと思えます。皆様のご審議をよろしくお願ひします。

○議長（門口照夫君） ありがとうございます。

ただいま、事務局・委員さんからの説明が終わりました。この件に関して、委員さん方から何かご意見、ご質問はございませぬか？

9番 坂口委員。

○9番（坂口正子君） 配置図に管理棟や製品棟、その下に井戸ポンプとありますが、7ヶ月という短い期間で大丈夫ですか？

○議長（門口照夫君） 事務局。

○事務局 その箇所は、12月総会で審議した肥料センターの建設工事箇所になります。建物を作るための資材置き場として今回その南側の農地を転用するものです。

○議長（門口照夫君） 9番 坂口委員。

○9番（坂口正子君） それでは、工事車両が通る構内通路の道幅とかは問題ないですね。

○議長（門口照夫君） 事務局。

○事務局 問題はありませぬ。

○議長（門口照夫君） 他に何かございませぬでしょうか？

（なしの声あり）

○議長（門口照夫君） ご意見・ご質問等が無いようございませぬので採決を行います。

第2号議案、農地法第5条第1項の規定による農地の転用、賃借権設定番号1について承認することに異議が無い方は挙手をお願ひします。

（全員挙手）

○議長（門口照夫君） ありがとうございます。全員挙手でございます。

よって、第2号議案、農地法第5条第1項の規定による農地の転用、賃借権設定番号1は原案のとおり可決されました。

なお、本案件につきましては、転用規模が3,000㎡を超えるため、許可に際しましては、農地法第5条第3項の規定に基づき、熊本県農業委員会ネットワーク機構へ意見聴取を行います。

議案の審議が終わりましたので退席中の〇〇委員は着席されますよう案内をお願いします。

○議長（門口照夫君） 続きまして、第3号議案 農用地利用集積等促進計画案の意見決定につきまして上程いたします。事務局に説明を求めます。

○事務局 それでは、議案書3ページをお開きください。

第3号議案 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条による農用地利用集積等促進計画（案）の決定についてご説明申し上げます。

次の4ページは農用地利用集積等促進計画の総括表です。左側が今回の2月総会分、右側が令和8年1月、第1回からの利用権設定や所有権移転の面積の累計数になります。

次の5ページは農用地利用集積等促進計画状況一覧表所有権移転関係（公社買入分）の説明です。所有権移転総合計の面積は3,059㎡です。

次に6ページをご覧ください。今回の農用地利用集積等促進計画状況一覧表賃借権設定の説明です。利用権設定総合計の面積は42,610㎡です。

次に7ページをご覧ください。

農地中間管理事業による公社買入ですが、申出件数は1件です。

譲渡人、譲受人、所有権を移転する農用地、移転の内容につきましては、議案書のとおりです。

議案書8ページをご覧ください。

農地中間管理事業による貸し借りについてですが、申し出件数は賃貸借権が9件で使用貸借権が2件の合計11件です。

貸人、転貸人、借人、利用権を設定する農地、賃借料などの利用権等内容につきましては、議案書のとおりです。

審議の結果、今回の計画（案）が決定された場合は農地中間管理事業推進法第18条第11項の規定に基づき、中間管理機構に正式な計画書を作成するよう要請書を提出することになります。

今回の計画（案）は、農地中間管理事業推進法第18条第5項第1号で規定する基本方針及び農地中間管理機構事業規定に適合し、設定を受ける者は、同法同項第2号で定める農地全てを効率的に耕作し、農作業に常時従事すると認められると判断されます。

最後に農地法第18条第6項の規定（合意解約）による通知書の集計を報告致します。

今回の合意解約件数は 3件 15,199㎡でございます。

内契約予定件数が 2件 9,275㎡でございます。

内契約無しが 1件 5,924㎡でございます。

契約無しの詳細につきましては、今月の転用申請に係る解約になります。

以上、事務局の説明を終わります。

○議長（門口照夫君） ただいま、事務局からの説明が終わりました。この件に関して、委員さ

ん方から何かご意見、質疑はございませんか？

(なしの声あり)

○議長（門口照夫君） ご意見・ご質問等が無いようでございますので採決を行います。

第3号議案、農用地利用集積等促進計画案の意見決定につきまして、承認することに異議が無い方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

○議長（門口照夫君） ありがとうございます。全員挙手でございます。

よって、第3号議案、農用地利用集積等促進計画案の意見決定につきましては、原案のとおり可決されました。

○議長（門口照夫君） 続きまして、第4号議案、農地のあっせん委員の指名につきまして上程いたします。事務局に説明を求めます。

○事務局 それでは説明申し上げます。議案書9ページをお開きください。

売却と賃借権どちらも希望されているものが2件あっております。売却・賃借権希望の番号1と2のあっせん申出者の住所、氏名、申出内容、土地の表示、地目、面積につきましては議案書のとおりとなっております。

売却・賃借権希望番号1の申請地の場所ですが、10ページをお開きください。図面左側の太枠斜線部分が申出地で、合生文化会館の西側に位置する農地です。

あっせん申し出の理由としましては、申出者は市外にお住まいで耕作や管理することができないため、購入したい、耕作してもよいという方を探していらっしゃいます。農地を荒らしたくないので、どちらでもよいので探して欲しいとのことでした。

あっせん委員についてですが申出地区域の担当委員であります中川委員、工藤推進委員にお願いします。

続きまして、売却・賃借権希望番号2の申請地の場所ですが、11ページをお開きください。図面上部の太枠斜線部分が申出地で、合志川の西側に位置する農地です。

あっせん申し出の理由としましては、申出者は番号1の申請者と同じく市外にお住まいで耕作や管理することができないため、購入したい、耕作してもよいという方を探していらっしゃいます。農地を荒らしたくないので、どちらでもよいので探して欲しいとのことでした。

あっせん委員についてですが申出地区域の担当委員であります緒方委員、村上推進委員にお願いします。

委員さんには、お手数をおかけいたしますが、契約に結びつくよう、ご協力をお願いいたします。

事務局からの説明は以上でございます。

○議長（門口照夫君） ただいま、事務局からの説明が終わりました。この件に関して、委員さ

ん方から何かご意見、質疑はございませんか？

(なしの声あり)

○議長（門口照夫君） ご意見・ご質問等が無いようでございますので採決を行います。

第4号議案、農地のあっせん委員の指名につきまして、承認することに異議が無い方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

○議長（門口照夫君） ありがとうございます。全員挙手でございます。

よって、第4号議案、農地のあっせん委員の指名につきましては、原案のとおり可決されました。

○議長（門口照夫君） 以上で全ての議案が終わりました。事務局へお返しします。

(4) 閉 会

○事務局長 以上をもちまして、「令和8年2月の合志市農業委員会総会」を閉会いたします。  
皆さん大変お疲れ様でした。

—————○—————

閉 会 午後3時00分